

小樽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 17年度の人件費率
18年度	人 139,712	千円 63,204,036	千円 1,184,010	千円 10,805,691	% 17.1%	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B / A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	1,236	千円 4,807,133	千円 916,005	千円 1,938,646	千円 7,661,784	千円 6,199	千円 6,434

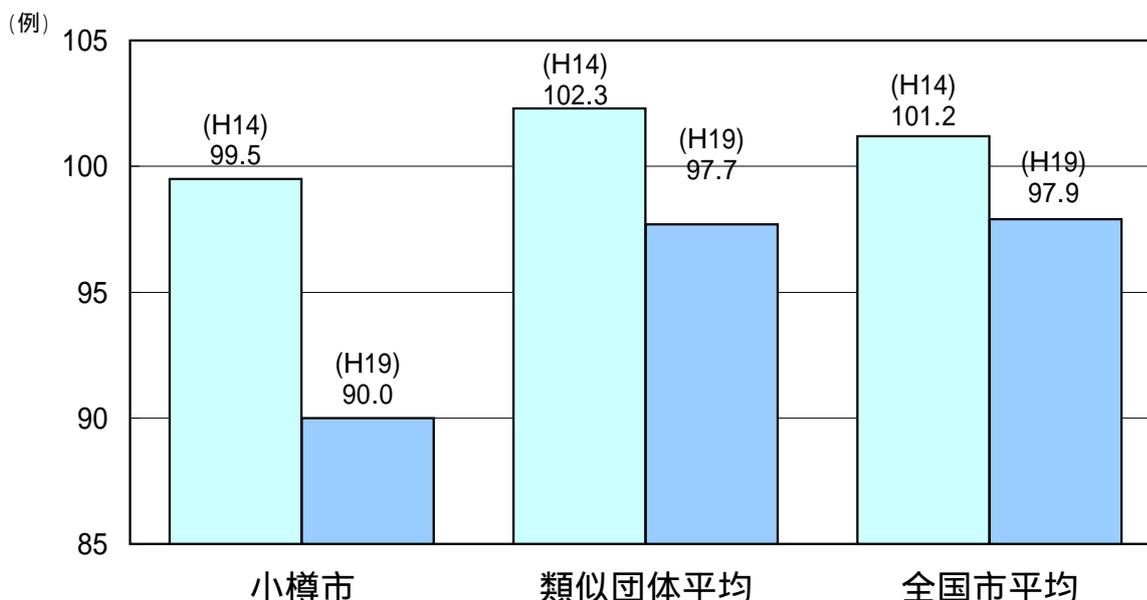
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

特別職等の給料月額において、市長は25%（7月まで）・30%（8月以降）、副市長は16%（7月まで）・18%（8月以降）、教育長は13%減額しており、これを基本として計算される手当にも反映しています。

一般職（教育長を除く）においては、平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額の独自削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入し、独自削減分を含めて約10%の給料削減を行っています（平成15年度比較）。これを基本として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当は平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し（77種類から20種類へ）、支給額も平成19年度は平成18年度との当初予算比較で約1億円程度縮減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

【参考】地域手当補正後ラスパイレース指数
(平成19年4月1日現在)

89.1

(注) H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの
「地域手当補正後ラスパイレース指数」とは、地域手当を加味した地域における国家
公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正した
ラスパイレース指数である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(19年4月1日現在)

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小樽市	44.8 歳	325,659 円	375,804 円	366,992 円
北海道	43.5 歳	321,798 円	391,497 円	371,135 円
国	40.7 歳	325,724 円	-	383,541 円
類似 団体	43.8 歳	345,869 円	418,379 円	382,037 円

技能労務職

区分	公務員					民間		参考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢 (B)	平均給与月額 (B)	A / B
小樽市	50.6 歳	197 人	333,478 円	369,924 円	365,766 円		歳	円	
うち運転手	52.8 歳	17 人	346,059 円	380,714 円	385,155 円	自家用乗用 自動車運転者	50.4 歳	257,500 円	1.5
うち用務員	48.4 歳	20 人	321,245 円	361,586 円	362,278 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.6
うち給食調理員	56.2 歳	31 人	358,532 円	374,647 円	376,857 円	調理士	42.5 歳	248,200 円	1.5
うち清掃作業員	50.3 歳	34 人	331,565 円	381,278 円	364,893 円	廃棄物処理業 従業員	43.3 歳	299,800 円	1.3
北海道	46.3 歳	1,799 人	307,413 円	349,077 円	343,944 円		歳	円	
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	-	320,514 円		歳	円	
類似団体	46.9 歳	107 人	322,904 円	360,099 円	344,491 円		歳	円	

区分	参 考				
	年収ベース(試算値)の比較				
	公務員 (C)		民間 (D)		C / D
小樽市	6,077,695	円	-	-	
うち運転手	6,196,224	円	3,386,400	円	1.8
うち用務員	5,950,745	円	3,284,300	円	1.8
うち給食調理員	6,212,131	円	3,469,500	円	1.8
うち清掃作業員	6,191,150	円	4,192,600	円	1.5

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16～18年の3年平均)
技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年
度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

教育職（指導主事及び社会教育主事）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
小樽市	44.6 歳	391,920 円	462,976 円	453,433 円
北海道	41.5 歳	347,478 円	404,616 円	- 円
類似 団体	43.3 歳	338,817 円	364,768 円	- 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		小樽市	北海道	国
一般行政職	大学卒	163,300 円	153,180 円	170,200 円
	高校卒	131,400 円	124,560 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	131,400 円	124,560 円	135,600 円
	中学卒	127,300 円	-	127,700 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	249,382 円	288,719 円	337,300 円
	高校卒	205,633 円	251,760 円	303,333 円
技能労務職	高校卒	261,013 円	307,480 円	(該当者なし) 円
	中学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
教育職	大学卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円
	高校卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円

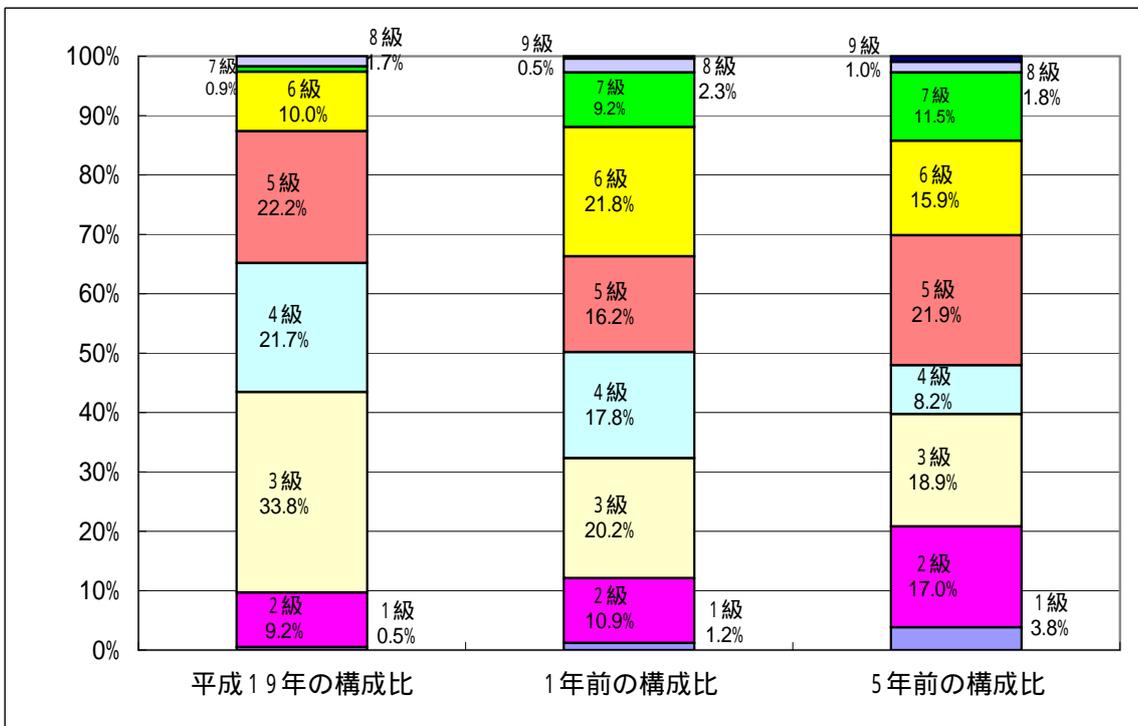
技能労務職の平均給料月額が高いのは、一般行政職と比較し、平均的に採用時の年齢が高いため。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	複雑又は困難な業務を処理する部長職	11 人	1.7 %
7 級	部長職・複雑又は困難な業務を処理する部次長職	6 人	0.9 %
6 級	部次長職・複雑又は困難な業務を処理する課長職	64 人	10.0 %
5 級	課長職・特に複雑又は困難な業務を処理する係長職	142 人	22.2 %
4 級	複雑又は困難な業務を処理する係長職・複雑又は困難な業務を処理する主任職	139 人	21.7 %
3 級	係長職・主任職	216 人	33.8 %
2 級	高度の知識又は経験を必要とする係員	59 人	9.2 %
1 級	係員	3 人	0.5 %

- (注) 1 小樽市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成19年度に9級制から8級制に変更している。（給与構造改革の導入にあわせ、旧給料表の3級と4級を統合等）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づき、毎年1月1日を評定日(昇給日)として全職員に対して勤務成績の評定を実施。 なお、平成19年12月から、管理職(課長職以上)を対象とした能力・業績に基づく人事評価の試行を開始。
2. 昇給への勤務成績の反映状況
一部、人事評価を試行中であるが(管理職)、まだ本格的な実施ではないため、病気休暇等以外の理由による昇給区分の差は設けていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小樽市	北海道	国
1人当たり平均支給額(18年度) 1,553 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,677 千円	-
(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.6) 月分 (0.7) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分	(19年度支給割合) 期末手当 3.00 月分 勤勉手当 1.45 月分 (1.6) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%(H18・H19は凍結) ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

国 19年人勤により、勤勉1.50月分へ

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

1. 勤務成績の評定の実施状況
地方公務員法第40条に基づいた勤務成績の評定は現在行っていないが、平成19年12月から、管理職(課長職以上)を対象とした能力・業績に基づく人事評価を試行している。
2. 勤勉手当への勤務成績の反映状況
一部、人事評価を試行中であるが(管理職)、まだ本格的な実施ではないため、成績率による差は設けず(病気休暇等による在職期間の除算はあり)、一律の支給(6月:70/100、12月:70/100)を行った。

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

小樽市	国
(支給率) 自己都合 勤続・定年	(支給率) 自己都合 勤続・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 なし	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)
1人当たり平均支給額 3,792 千円 23,261 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		31,561 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		657,519 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	12 %	51 人	12 %
東京事務所勤務の職員	14 %	1 人	14.5 %
上記以外の職員	0 %	0 人	1 %

(22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
医師・歯科医師	15 %	15 %
東京事務所勤務の職員	18 %	18 %
上記以外の職員	0 %	0 %

平成18年度までは特殊勤務手当として支給していたが、平成19年度より地域手当として支給。

(注) 国の制度では、平成22年度での完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		463,476 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		395,795 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		59.8 %	
手当の種類(手当数)		20	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
別表のとおり			

平成19年4月より大幅な見直しを行い、種類を77種類から20種類へ減らし、支給額についても平成19年度は平成18年度との当初予算比較で約1億円程度縮減しております。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	360,364 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	282 千円
支給実績(17年度決算)	431,783 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	331 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当 (19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,500円 扶養親族(配偶者除く) 配偶者以外1人 月額 6,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	異	国 配偶者 月額13,000円 配偶者以外 6,500円	251,784 千円	237,532 円
住居手当	持家の場合月額 8,000円 借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	異	国 持家月額2,500円 (新築・購入後 5年まで)	215,521 千円	141,697 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機 関・用具を利用する職員に支給	同	-	126,545 千円	89,116 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減 あり) 部長職 月額 65,250円 次長職 月額 52,200円 課長職 月額 41,400円	異	国 定額制だが支 給額が異なる	138,222 千円	566,485 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した 場合に、1時間当たりの給与に100分 の135の割合を乗じて得た額を時間数 に応じて支給	同	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から 翌日の午前5時までの間に勤務を命ぜ られた場合、1時間当たりの給与に 100分の25の割合を乗じて得た額を時 間数に応じて支給	同	-	66,559 千円	128,741 円
宿日直手当	あらかじめ割り振られた正規の勤務時間 以外の時間や休日に宿直や日直の勤 務を行った場合に支給 通常の宿日直 1回4,200円(半日直2,100円) 病院において入院患者の病状の 急変等に 対処するための医師又は 歯科医師の宿日直 1回20,000円 病院において緊急医療従事及び 器具等の監視 1回5,900円(半日直2,950円) 常直的な宿日直勤務 月額21,000円(勤務日数が月の 2分の1以下の場合、月額10,500円)	同	-	35,434 千円	295,282 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職 員に対して、その世帯区分に基づき支 給 世帯主 月額 23,360円 準世帯主 月額 13,060円 非世帯主 月額 8,800円 その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (19年度支給額) 世帯主(扶養3人以上) 月額 33,210円 世帯主(扶養1・2人) 月額 30,490円 準世帯主 月額 18,260円 非世帯主 月額 12,040円 その他 支給なし	同	-	266,731 千円	120,703 円
単身赴任手当	勤務異動に伴い、住居を移転し やむを得ない事情により同居し ていた配偶者と別居し、単身で 生活することを常況とし、距離制 限を満たす場合支給 23,000円に交通距離に応じて加算す る額(上限45,000円)を月額として支給	同	-	972 千円	972 円

時間外手当に含む

「4 職員の手当の状況」に記載している決算額は全会計(上水道事業会計・下水道事業も含む)を合計したものです。

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	737,250 (8月より 688,100) (983,000 円)	円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,080,000 円 / 450,000 円
	副 市 長	665,280 (8月より 649,440) (792,000 円)	円	840,000 円 / 350,000 円
	収 入 役	- (- 円)	円	728,000 円 / 562,500 円
報 酬	議 長	507,300 (534,000 円)	円	623,000 円 / 431,000 円
	副 議 長	457,900 (482,000 円)	円	538,000 円 / 369,000 円
	議 員	418,950 (441,000 円)	円	490,000 円 / 286,400 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長 収 入 役	(18年度支給割合) 4.40	月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(18年度支給割合) 4.40	月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 支給率(540/100) × 勤続年数	(1期の手当額) 15,924,600	(支給時期) 任期毎 14,862,960 (8月より)
	副 市 長	給料月額 × 支給率(450/100) × 勤続年数	11,975,040	任期毎 11,689,920 (8月より)
	収 入 役	-	-	-
	備考	収入役は平成18年度から配置せず		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

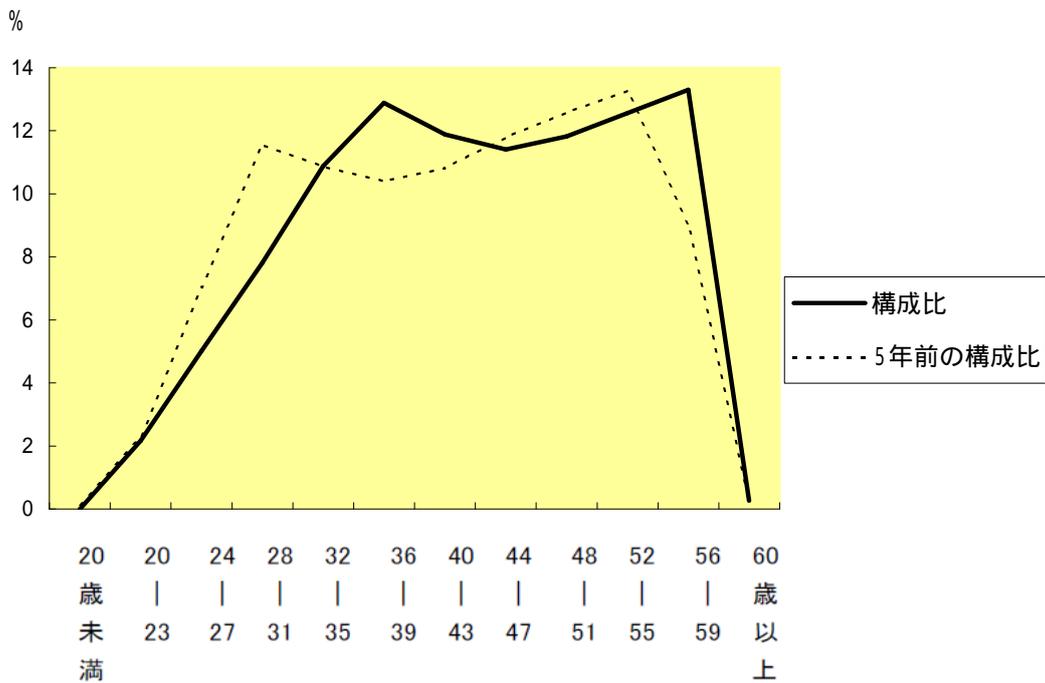
部 門		区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成19年	平成18年		
普通 会計 部門	一 般 行 政 部 門	議会	11	11	0	指定管理者制度導入 暫定配置 建設業務の見直し、道路維持業務の一部委託化 欠員不補充 保健所業務の見直し、広域連合派遣
		総務	187	198	11	
		税務	69	69	0	
		労働	5	5	0	
		農林水産	15	14	1	
		商工	30	30	0	
		土木	139	158	19	
		民生	179	183	4	
		衛生	118	132	14	
		小 計	753	800	47	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.90人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 55.75人)
	教育部門	179	185	6	欠員不補充	
	消防部門	250	254	4	欠員不補充、業務の見直し	
	小 計	1,182	1,239	57	<参考> 人口1万人当たり職員数 84.60人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 78.36人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	病院	554	555	1	欠員不補充	
	水道	89	93	4	欠員不補充、業務の見直し	
	下水道	18	20	2	欠員不補充、業務の見直し	
	その他	52	51	1		
	小 計	713	719	6		
合 計		1,895 [2,698] 消防団を除くと 2,092	1,958 [2,698] 消防団を除くと 2,092	63 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 135.64人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（19年4月1日現在）

(例)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	41人	95人	148人	206人	244人	225人	216人	224人	238人	252人	5人	1,894人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
2,043人	1,843人	200人	9.79%

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	200

定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在：ただし17年は5月1日現在）

部 門	区 分	17 年	18 年	19 年	20 年	21 年	22 年	17年～22年	(参考)
		計画始期	1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	計	数値目標
一般・特別 会計	減 員		39	54				93	
	増 員		23	7				30	
	差 引		16	47				63(40.4%)	156
	職員数	1,318	1,302	1,255				1,255	1,162
企業 会計	減 員		75	59				134	
	増 員		21	53				74	
	差 引		54	6				60(136.4%)	44
	職員数	725	671	665				665	681
計	減 員		114	113				227	
	増 員		44	60				104	
	差 引		70	53				123(61.5%)	200
	職員数	2,043	1,973	1,920				1,920	1,843

- (注) 1 計画期間は、17年5月～22年4月の5年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。
 4 企業会計における進捗率が既に100%を超えているのは、看護師等は5月1日採用が多数を占めるため。
 5 上記の職員数には派遣職員、公営企業管理者を含むため、定員管理調査の人数とは若干異なっている。

7 公営企業職員の状況

(1) 上水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 17年度の総費用に占める 職員給与費比率
	A		B	B / A	
18年度	千円 3,014,002	千円 124,446	千円 859,489	% 28.5	% 26.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	94	千円 381,135	千円 77,604	千円 154,965	千円 613,704	千円 6,529	千円 6,895

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額のみ独自削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入し、独自削減分を含めて約10%の給料削減を行っています（平成15年度比較）。これを基本として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当は平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し（15種類から4種類へ）、支給額も平成19年度は平成18年度との当初予算比較で約580万円程度縮減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小樽市	46.5歳	344,583円	553,064円
団体平均	45.3歳	375,666円	572,943円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(18年度) 1,673千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,785千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.4月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

小樽市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 なし	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分
1人当たり平均支給額 千円 23,885千円	1人当たり平均支給額 16,217千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、18年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師以外の職員	0%	0人	1%

支給対象者なし

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		6,224千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		74,987円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		87.4%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	警報発令下において応急作業に従事する勤務	日額730円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	汚泥処理作業に従事する勤務	日額400円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交番勤務のうち、深夜(全部)における勤務	1勤務につき1,100円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交番勤務のうち、深夜(一部)における勤務	1勤務につき730円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交番勤務のうち、深夜(時間未滿)における勤務	1勤務につき410円
能率手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	週休日又は休日に勤務を行う際の交通費	実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	18,518 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	223 千円
支給実績(17年度決算)	20,042 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	236 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,500円 扶養親族(配偶者除く) 配偶者以外1人 月額 6,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	-	15,545 千円	165,372 円
住居手当	持家の場合月額 8,000円 借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	同	-	10,946 千円	116,447 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機 関・用具を利用する職員に支給	同	-	6,659 千円	70,840 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減 あり) 部長職 月額 65,250円 次長職 月額 52,200円 課長職 月額 41,400円	同	-	6,671 千円	555,917 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した 場合に、1時間当たりの給与額に100分 の135の割合を乗じて得た額を時間数 に応じて支給	同	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職 員に対して、その世帯区分に基づき支 給 世帯主 月額 23,360円 準世帯主 月額 13,060円 非世帯主 月額 8,800円 その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (19年度支給額) 世帯主(扶養3人以上) 月額 33,210円 世帯主(扶養1・2人) 月額 30,490円 準世帯主 月額 18,260円 非世帯主 月額 12,040円 その他 支給なし	同	-	14,457 千円	153,798 円

時間外手当を含む

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア) 平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人	人	人	%
96	78	18	18.75

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	18

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要
6(3) を参照

(1) 下水道事業
職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 17年度の総費用に占 める職員給与費比率
18年度	千円 3,796,174	千円 51,338	千円 200,607	% 5.3	% 5.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
18年度	20	千円 79,092	千円 18,949	千円 31,976	千円 130,017	千円 6,501	千円 6,866

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、19年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成15年度比較で、平成16年度は3%、平成17年度は5%、平成18年度は7%の給料月額のみ削減を実施、平成19年度には給与構造改革を導入し、独自削減分を含めて約10%の給料削減を行っています（平成15年度比較）。これを基本として計算される手当（退職手当を除く）にも反映しているところです。管理職手当は平成16年4月1日から部長職と次長職は13%、課長職は8%を本来の額から減額、特殊勤務手当は平成19年度に大幅な見直しを実施し（15種類から4種類へ）、支給額も平成19年度は平成18年度との当初予算比較で約100万円程度縮減しています。退職手当は国が構造改革導入と同時に支給している調整額について、支給を凍結しています。

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（19年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 樽 市	45.8 歳	341,861 円	586,319 円
団 体 平 均	44.4 歳	373,334 円	571,401 円
事 業 者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小 樽 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(18年度) 1,599 千円	1人当たり平均支給額(18年度) 1,766 千円
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6) 月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（19年4月1日現在）

小 樽 市			市町村（一般行政職・団体平均等）	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分		
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分		
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分		
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分		
その他の加算措置				
なし				
1人当たり平均支給額	千円 24,062	千円	1人当たり平均支給額	13,309 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
医師・歯科医師以外の職員	0 %	0 人	1 %

支給対象者なし

エ 特殊勤務手当（19年4月1日現在）

支給実績(18年度決算)		1,113 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		61,813 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)		90.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	警報発令下において応急作業に従事する勤務	日額730円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	汚泥処理作業に従事する勤務	日額400円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交替勤務のうち、深夜(全部)における勤務	1勤務につき1,100円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交替勤務のうち、深夜(一部)における勤務	1勤務につき730円
特殊作業手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	浄水場における交替勤務のうち、深夜(2時間未満)における勤務	1勤務につき410円
能率手当	実際に業務に従事した場合(係長以下)	週休日又は休日に勤務を行う際の交通費	実費

オ 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	7,116 千円
職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	395 千円
支給実績(17年度決算)	5,378 千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	269 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（19年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 月額 13,500円 扶養親族(配偶者除く) 配偶者以外1人 月額 6,000円 (16歳から22歳までの子 1人5,000円加算)	同	-	3,222 千円	161,100 円
住居手当	持家の場合月額 8,000円 借家の場合 月額 12,000円以上の家賃を支払 っているときに限り一定の計算方法 による額(上限 月額 27,000円)	同	-	2,165 千円	108,250 円
通勤手当	片道の通勤距離が2km以上で、交通機 関・用具を利用する職員に支給	同	-	949 千円	47,450 円
管理職手当	課長職以上の管理職に支給(独自削減 あり) 部長職 月額 65,250円 次長職 月額 52,200円 課長職 月額 41,400円	同	-	1,177 千円	588,500 円
休日勤務手当	休日等の正規の勤務時間帯に勤務した 場合に、1時間当たりの給与額に100分 の135の割合を乗じて得た額を時間数 に応じて支給	同	-	- 千円	- 円
寒冷地手当	11月～3月の各月の初日に在職する職 員に対して、その世帯区分に基づき支 給 世帯主 月額 23,360円 準世帯主 月額 13,060円 非世帯主 月額 8,800円 その他 支給なし 平成21年3月31日まで経過措置あり (19年度支給額) 世帯主(扶養3人以上) 月額 33,210円 世帯主(扶養1・2人) 月額 30,490円 準世帯主 月額 18,260円 非世帯主 月額 12,040円 その他 支給なし	同	-	3,208 千円	160,400 円

時間外手当に含む

定員管理の数値目標及び進捗状況

ア) 平成17年5月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年5月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
人 23	人 17	人 6	% 26.09

(参考) 小樽市における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年5月1日	平成22年4月1日	6

イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要
6(3) を参照

(別表)

特殊勤務手当一覧 (平成19年4月1日適用)

水道局に勤務する職員以外

特殊勤務の内容	支給基準	支給額	備考
(1) 消防職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において放水、人命救助、破壊、機関操作、吸水又は救急活動に従事する勤務	1日につき	840	
(2) 前号に掲げる職員以外の職員が、警報発令下におけるその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき	730	
(3) 建設部に所属する職員が、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業その他の作業で総務部長が定めるものに従事する勤務	1日につき	300	
(4) 病院に勤務する診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられているエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する勤務	1月につき	7,000	
(5) 環境部に所属する職員が、し尿浄化槽内において行う当該浄化槽の清掃作業及びこれに付随する作業に従事する勤務	1日につき	550	
(6) 病院に勤務する助産師、看護師又は准看護師が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この号及び次号において同じ。)において行われる看護等の業務に従事する勤務			
ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき	6,800	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が4時間以上であるとき	勤務1回につき	3,300	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満であるとき	勤務1回につき	2,900	
(7) 消防職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる通信指令業務に従事する勤務			
ア その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき	1,100	
イ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合(ウに掲げる場合を除く。)	勤務1回につき	730	
ウ その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合で深夜における勤務時間が2時間未満であるとき	勤務1回につき	410	
(8) 医療職給料表の適用を受ける者が従事する勤務	1月につき	50,000	
(9) 次に掲げる職員が業務に必要な調査研究に従事する勤務			
ア 保健所長である医師	1月につき	150,000	
イ アに掲げる医師以外の医師又は歯科医師	1月につき	50,000	
(10) 保健所に勤務する医師又は歯科医師であって次に掲げるものが診療業務に従事する勤務			
ア 保健所長	1月につき	150,000	
イ アに掲げる職員以外の職員	1月につき	50,000	
(11) 病院に勤務する医師が患者の往診に従事する勤務	往診料	100分の50に相当する額	

(別表)

(12) 病院に勤務する医師が休日救急当番日に従事する勤務	1日につき	35,000	
(13) 病院に勤務する医師が休日救急当番日のうちその者が勤務することを指定された日以外の日に従事する勤務	1日につき	10,000	
(14) 病院に勤務する麻酔科の医師が休日救急当番日に業務の準備に従事する勤務	1日につき	10,000	
(15) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(通勤手当として1か月の定期代相当額の支給を受けている職員を除く。)が週休日又は休日に勤務命令を受けて従事する勤務	1日につき		交通機関の利用に要する運賃の額に相当する額
(16) 人事交流により北海道に派遣された職員及びこれに相当するものとして総務部長が認める職員が従事する勤務並びに消防吏員が北海道消防防災ヘリコプターに搭乗する勤務	1月につき		勤務1時間当たりの給料の月額に125/100を乗じて得た額に5を乗じて得た額
(17) 各病院が勤務する医師が診療に従事する勤務			診療収入×率等

水道局に勤務する職員

特殊勤務の内容	支給基準	支給額	備考
(18) 警報発令下においてその異常な自然現象により重大な災害が発生するおそれがある箇所又は発生した箇所において、その応急作業に従事する勤務	1日につき	730	
(19) 下水道マンホール内において汚泥処理作業に従事する勤務	1日につき	400	
(20) 浄水場における交替勤務職員が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この号において同じ。)において行われる業務に従事する勤務			
ア. その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合	勤務1回につき	1,100	
イ. その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合	勤務1回につき	730	
ただし、深夜における勤務時間が2時間に満たない場合	勤務1回につき	410	
通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする職員(通勤手当として1か月の定期代相当額の支給を受けている職員を除く。)が週休日又は休日に勤務命令を受けて従事する勤務	1日につき		交通機関の利用に要する運賃の額に相当する額 (15)と同じ